

令和2年10月26日

令和2年度第4回大崎市農業委員会定例総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和2年10月26日（月）

午後1時30分開会～午後4時31分閉会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会 古川事業所3階会議室

3. 報告事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱による届出について

4. 審議議案

議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第45号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第47号 買受適格証明願（農地法第3条関係）について

議案第48号 大崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

5. 協議事項

1) 企画

報告（1） 一日女性農業委員会の開催内容について

協議（3） 農地転用現地研修会について

6. 出席委員（25名）

1番 小 関 芳 樹 委員 2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武 田 俊 美 委員 4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員 6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員 8番 鈴 木 淳 也 委員

9番 菅 原 ひろみ 委員 10番 横 山 藏 人 委員

11番 中 鉢 守 委員 13番 高 橋 英理子 委員

14番 佐々木 俊 通 委員 15番 下 山 信 行 委員

16番 只 埜 和 臣 委員 17番 菅 原 まり子 委員

18番 高橋 順子 委員 19番 中條 泰洋 委員
20番 菅原 清一 委員 21番 小野寺 正晃 委員
22番 鈴木 至 委員 23番 佐々木 渉 委員
24番 齋藤 浩義 委員 25番 熊谷 安正 委員
26番 佐々木 政直 委員

7. 欠席委員（1名）

12番 渋谷 裕子 委員

8. 遅刻委員（なし）

9. 議案提案者

会長 佐々木 政直

10. 出席職員

事務局長	伊藤 文夫	事務局次長	新堀 秀一
事務局長補佐	小玉 康裕	事務局長補佐	真田 賢一
主幹兼係長	佐藤 昌紀	主幹兼係長	今野 エリ子
再任主査	鈴木 仁吉	事務所長	千葉 浩昭
主幹兼係長	佐藤 孝	事務所長	門間 道浩
農林振興課課長補佐	三浦 伸一	農林振興課係長	三浦 加代子

午後 1 時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

それでは、ただいまから令和2年度第4回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、議長選出につきまして、大崎市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長よろしく願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議事に入ります。

議長（佐々木政直会長）

本日の欠席通告者は、12番渋谷裕子委員であります。

定足数13名、本日の出席委員は25名であります。出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。5番齋藤真理子委員、8番鈴木淳也委員をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に小玉局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。

それでは、審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、報告に入る前に、取下げがありましたのでご説明させていただきます。

議案書の17ページ、議案第42号、番号138番、139番の2か件について、10月23日付で取下げがありました。

それに伴いまして、目次の件数も変更となっております。議案第42号が22件から20件に、合計が102件から100件に変更となります。

続いて、報告に入らせていただきます。

〔報告1～3の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から3事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、これより議案審議に入ります。

本日は、議案第48号大崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についての審議のため、大崎市農林振興課の三浦課長補佐と三浦係長が出席しておりますので、議案第48号を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第48号、番号1番から7番までの7か件について審議いたします。

事務局より説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひいたします。

19番（中條泰洋委員）

19番です。10月23日金曜日午前9時から、21番委員、22番委員、23番委員、24番委員、2番委員、そして10番委員と事務局2名で現地調査を行っていただきました。

それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。番号1番について、24番委員、お願ひいたします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。私から、番号1番の現地調査の報告を申し上げます。

申請地の状況は、稲の作付後、稲刈りが終了しており、また稲すきの跡が見え

ておりました。また、一部作付されておらず、草が繁茂しておりました。ここは段々とした田んぼということで、高低差がかなりある田んぼでございました。申請地の周辺の状況は、西側は太陽光発電パネルと山林、あとの三方は水田に囲まれておりました。農振農用地からの除外については、問題はないものと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号2番に関しまして、10番委員、お願いいたします。

10番（横山藏人委員）

10番です。番号2番について現地調査の報告をいたします。現地は、地図で見てもらえば分かるように、もう宅地の一部になっておりました。農振農用地からの除外については、問題はないものと見てきました。

19番（中條泰洋委員）

番号3番について、10番委員、お願いいたします。

10番（横山藏人委員）

10番です。番号3番について現地調査の報告をします。先ほどの番号2番に隣接する農地で、野菜等を作付されており、道路に面した所であります。農振農用地からの除外については、問題はないものと見てきました。

19番（中條泰洋委員）

番号4番について、10番委員、お願いいたします。

10番（横山藏人委員）

この番号4番について現地調査の報告をします。ちょっと難しいのかなと思いつながらぬ、県道に面した所で、一番端になっていますので、農振農用地からの除外については、問題はないものと見てきました。

19番（中條泰洋委員）

番号5番、6番、7番について、24番委員、お願いいたします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。私から、番号5番、6番、7番について続けて報告させていただきます。

番号5番について、申請地の状況ですが、草刈り管理されておりました。周辺の状況といたしましては、西側と北側、南側は宅地で、東側は私道を挟み農地で

ございます。農振農用地からの除外については、問題はないものと見てきました。

番号6番については、申請地の状況は、草刈り管理されておりました。周辺の状況ですが、三方を畑、東側も門道を挟んで畑でございます。農振農用地からの除外については、問題はないものと見てきました。

番号7番については、申請地の状況は、豚舎が1棟建っており、中には解体の資材が入っておりました。また、豚パックが2段に重ねられており30個くらいあったかと思います。また、トラクター、フォークリフト、バックホーなどの機械が置かれておりました。申請地の状況は、東側は自宅、三方は基盤整備された農地でございます。農振農用地からの除外については、問題はないものと見てきました。

以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号1番から7番までの7か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号6番ですが、実家に隣接する当該地とありますが、実家はどこに当たるのですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局、説明をお願いいたします。

事務局（三浦加代子農林振興課係長）

農林振興課の三浦です。資料に番号6番の航空写真をつけておりますが、北側に、地番でいいますと30番になりますが、こちらが今お住まいの家になっておまして、ここから程近いこの当該地に家を建てたいという申出になっております。

議長（佐々木政直会長）

11番委員、よろしいですか。（「はい、了解しました」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号1番から7番までの7か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第48号、番号1番から7番までの7か件について承認し、市に通知いたします。

農林振興課の三浦課長補佐と三浦係長はここで退席されます。

大変ご苦勞さまでございました。

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第42号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号124番から145番までの22か件から、取下げがあつた番号138番、139番の2か件を除く20か件のうち、番号144番は議案第44号の番号135番と関連であることから、番号144番については、議案第44号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号124番から145番までの22か件のうち、取下げのあつた番号138番、139番と、議案第44号の番号135番と併せて審議する番号144番を除く19か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

19か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号128番ですが、経営面積について、譲受人の耕作面積が8反4畝、貸付面積が約1町8反ありますが、今回の申請内容では、松山まで行って2畝の田んぼを耕作するのか疑問があるのですが、営農計画はどうなっていますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局，説明をお願いします。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号128番でございます。こちら譲渡人が28歳の女性でございまして，相続してから管理をしておらず荒れていたため，伯母を通じて今回の譲受人に草刈り管理を依頼して現在に至っております。譲渡人が3月に現住所の仙台のほうへ引っ越ししたため，譲渡人は農地を売買し完全に離農するものとして，これまで頼んでいた方に譲り受けていただくという申請でございます。譲受人につきましては，頼まれたとはいえ取得する以上は通いで野菜を栽培しようという考えでいるということでお話はいただいております。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいですか。（「了解しました」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，番号124番から145番までの22か件のうち，番号138番，139番，144番を除く19か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第42号，番号124番から145番までの22か件のうち，番号138番，139番，144番を除く19か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第43号農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について，番号9番，10番2か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで，現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願いたします。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。番号9番について、24番委員、お願いいたします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。番号9番の現地調査を報告いたします。駐車場4台分を目的とした転用です。周辺の状況は、東側に水田、西と南側には畑、北側は自宅でございます。申請地は、パイプハウスが建っており数種類の野菜が作付されておりました。農地区分といたしましては10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地として見てきました。周辺農地への影響といたしましては、南側にもう既にL型の擁壁が設置されておりましたので、土砂の流出はないと見てきました。また、雨水に対しては自然浸透で処理することで問題はないと見てきました。

19番（中條泰洋委員）

番号10番について、22番委員、報告をお願いいたします。

22番（鈴木至委員）

22番です。第43号、番号10番について報告いたします。居宅1棟、駐車場5台分を目的とした転用です。

申請地周辺の状況は、立地が宅地に囲まれた農地になります。周囲の状況は、東が市道、西、北も市道、南側が急傾斜地になります。申請地の管理状況は、除草管理が良好でしたが作付等はありませんでした。農地区分については、都市計画区域内で用途指定された土地である第3種農地と見てまいりました。周辺農地への影響については、周辺に農地等はなく影響はありませんが、雨水排水の対策として、東、南、北側にL型の擁壁と水路を新設してそちらに流すということでした。生活排水は下水道を利用します。以上になります。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号9番、10番の2か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号9番ですが、調査員の報告の中に、L型擁壁が既にあったとあり

ますが、これは農地内でしょうか、農地外でしょうか。その辺お聞きしたいのですが。

議長（佐々木政直会長）

事務局，説明をお願いいたします。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

L型擁壁につきましては、農地と農地の間ということで、高さ1メートルぐらいの高さになっているもので、宅地に続けて合わせているような感じの農地でございます。宅地に隣接しておりまして、そちらの隣の農地と農地の間がもうL型擁壁であります。なお、平成25年の1月に盛土1.4メートルということで現状変更届が出ております。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいですか。（「はい，了解しました」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号9番，10番の2か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第43号，番号9番，10番2か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号121番から136番までの16か件と、議案第42号，番号144番を併せた17か件のうち、番号123番は議案第45号の番号15番，番号130番は議案第45号の番号16番とそれぞれ関連であることから、番号123番，130番2か件については、議案第45号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号121番から136番までの16か件と、議案第42号，

番号144番を併せた17か件のうち、番号123番、130番の2か件を除く15か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願いたします。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。番号121番について、21番委員、よろしくお願いたします。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。私は2番委員、22番委員と事務局1名の計4名で12件を調査してまいりました。このうち私は番号121番、125番、127番から129番の計5件を報告いたします。

まず、番号121番について報告いたします。ライスセンター1棟と米穀倉庫1棟、下屋と事務所1棟、駐車場10台分を目的とした転用です。申請地周辺と管理状況につきましては、農地と宅地に囲まれたところであり、南側に作付されていない農地、西側に市道と水路を挟んで作付された農地がありました。申請地は作付されておりませんでした。除草管理されておりました。また、以前に構造物があった形跡はありますが、現在では全て撤去された状態で、良好な状態でございます。申請地の農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農用地の第1種農地で、原則は転用不許可ですが、農業用施設用地として使用することから、例外的に許可できるものと判断いたしました。周辺農地への影響につきましては、申請地に盛土をする計画となっており、L型擁壁で構造物周辺を土留めすることです。また、雨水排水については、西側にある既設の水路へ排水する計画となっていることから、雨水の流出はないものと考えられ問題はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号122番について、2番委員、よろしくお願いたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号122番について報告いたします。駐車場4台分を目的とした転用です。

周囲の状況は、立地が農地と住宅に囲まれた農地でした。周囲は東と南は住宅です。西に農地があり、これは作付はされておられません。北側に水路を挟み県道です。管理状況は、除草管理が良好で、作物の作付はありません。農地区分ですが、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と見ました。周辺農地への影響については、雨水排水を自然浸透で処理し、西側の農地には影響がないと見られます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号124番につきまして、22番委員、よろしく願いいたします。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号124番について報告いたします。資材置場、工事車両置き場、仮設駐車場6台分等を目的とした転用です。

申請地周辺の状況は、立地が宅地に囲まれた農地になります。周囲の状況が、東が宅地、西が宅地、北側も宅地、南側が市道になります。申請地の管理状況は、除草管理が良好で、作付等はありませんでした。農地区分に関しましては、都市計画区域内で用途指定された土地である第3種農地と見てまいりました。雨水排水対策に関しましては自然浸透と、それ以外の排水は東側の排水路に流すものと見てまいりました。以上になります。

19番（中條泰洋委員）

番号125番について、21番委員、よろしく願いいたします。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号125番について報告します。駐車場8台分を目的とした転用です。申請地の状況につきましては、周辺は、宅地と農地に囲まれ、南側に作付された農地がありました。申請地は作付されておられませんでしたが、除草管理されておりました。申請地の農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農用地の第1種農地ではあり、原則は転用不許可ですが、居住者に必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものと見てきました。周辺農地への影響につきましては、雨水排水について自然浸透にて排水する計画とな

っていることから、雨水の流出はないものと考えられ問題はないものと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号126番について、22番委員、よろしく願いいたします。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号126番について報告いたします。駐車場5台分と資材置場を目的とした転用です。

申請地周辺の状況は、宅地と農地に囲まれた農地になります。周囲の状況は、東が市道、西側が農地、南側が市道、北側が宅地と農地になります。申請地の管理状況は、除草管理がされておりましたが、申請地のうち下段の770-5は農地として管理されておりますが、上段の770-1には砕石が敷いてあり、また、西側には枕木が置かれておりました。重機等も入った形跡が見受けられました。農地区分に関しましては、10ヘクタール以上の一団の農用地・土地改良事業の施工区域に属する第1種農地であり、原則は転用不許可だが、居住者に必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響は、西側と北側にある農地に対し、雨水排水を東側市道に併設する排水路を利用するようですが、現状ではそこまで流れていかず、同地に流れ込み影響があると見てまいりました。以上、ご報告を終わります。

19番（中條泰洋委員）

番号127番、128番、129番について、21番委員、よろしく願いいたします。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号127番について報告いたします。居宅1棟、駐車場3台分を目的とした転用です。申請地の状況につきましては、宅地と農地に囲まれたところであり、西側と南側に作付されていない土地がありました。申請地は作付されておりましたが、除草管理されておりました。申請地の農地区分につきましては、都市計画区域内で用途指定された土地であることから、第3種農地と見てきました。周辺農地への影響については、西側と南側の農地の境界は法面処理をする計画で、土砂の流出はないものと思われます。雨水の排水については、東側の既設水路へ排水する計画となっていることから、雨水の流出はないものと考えられ、問題はないと見てきました。

続きまして、番号128番について報告いたします。資材置場を目的とした転用です。申請地の周辺の状況につきましては、宅地と農地に囲まれた所であり、西側に作付されていない農地がありました。申請地は作付されておりませんが、除草管理されておりました。申請地の農地区分につきましては、都市計画区域内で用途指定された土地であることから、第3種農地と判断いたしました。周辺農地への影響については、西側の農地の境界は先ほどと同じように法面処理をする計画で、土砂の流出はないものと思われます。雨水の排水についても、東側の既設水路へ排水する計画となっておりますので、雨水の流出はないものと考えられ、問題はないと見てきました。

続きまして、番号129番について報告します。駐車場2台分を目的とした転用です。申請地の周辺の状況につきましては、宅地と農地に囲まれたところであり、西側に作付されていない農地がありました。申請地は作付されておりませんが、除草管理されておりました。申請地の農地区分につきましても、先ほどと同じように都市計画区域内で用途指定された土地であることから、第3種農地となります。周辺農地への影響については、先ほどと同じように西側の農地の境界は法面処理をする計画で、土砂の流出はないものと思われます。雨水の排水につきましても、先ほどと同じように東側の既設水路へ排水する計画となっており、雨水の流出はないものと考えられ、問題はないと見てきました。

以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号131番につきまして、2番委員、よろしくお願いいいたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号131番について報告いたします。太陽光発電パネル設置を目的とした転用です。周囲の状況は、立地が山林と農地と既存の太陽光発電パネルに囲まれた農地です。東に農地、南に山林、西側に既存の太陽光、北側は市道になっておりました。管理状況は、雑草が繁茂して、作物の作付はありません。農地区分ですが、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と見てきました。周囲の農地への影響ですが、雨水は自然浸透で処理し、農地の方には流れないものを見て、影響はないと思われます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号132番につきまして、23番委員、よろしくお願ひいたします。

23番（佐々木渉委員）

23番です。番号132番について報告します。園庭と駐車場28台分を目的とした転用です。周辺の状況ですが、立地は宅地に囲まれた農地です。周囲は東、南、北側に宅地、西側は保育園が建設中でした。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された土地で、第3種農地と見てきました。周辺への影響につきまして、周辺に農地はありませんが、雨水の排水につきましては、西側の水路へ排水する計画です。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号133番、134番を、22番委員、よろしくお願ひいたします。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号133番について報告いたします。

転用目的は仮設駐車場10台分で、一時転用であります。申請地周辺の状況は、宅地と河川に囲まれた農地になります。周囲は、東側が市道、西側が河川、南側が宅地、北側が市道になります。申請地の管理状況は、除草管理が良好で、作付等はありませんでした。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と見てきました。周辺農地への影響については、雨水の排水対策は自然浸透で処理し、それ以外は西側にある河川に流すことで問題はないと見てまいりました。

続けて、番号134番について報告いたします。転用目的が宅地分譲の5区画分になります。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれた農地になります。周囲の状況は、東側が市道、西側が宅地、南側も宅地、北側が市道になります。申請地の管理状況は、除草管理が1年に一、二回程度とされているものと見てまいりました。農地区分に関しましては、都市計画区域内で用途指定された土地である第3種農地と見てまいりました。雨水の排水対策に関しましては、東側の蓋付きの側溝に流すことで問題はないと見てまいりました。

以上になります。

19番（中條泰洋委員）

番号135番、136番を、23番委員、よろしくお願ひいたします。

23番（佐々木渉委員）

23番です。番号135番について報告いたします。太陽光パネル架台と引込柱の設置を目的とした一時転用です。周辺の状況ですが、立地は水田に囲まれた農地です。周囲は四方とも水田となっております。申請地の管理状況ですが、除草管理されておりました。農地区分ですが、農振農用地で、原則は転用不許可だが、一時的な転用であるため、例外的に許可できるものとして見てきました。周辺農地への影響につきましては、雨水の排水を既存の東側の水路へ排水する計画で、問題はないと見てきました。

続きまして、番号136番について報告いたします。仮設事務所立地ですが、水田に囲まれた農地です。周囲につきましては、東側に高速道路、西側に県道、南と北側は全て水田です。申請地の管理状況ですが、ほとんどが水稻の刈取り跡となっており、一部大豆が作付されておりました。農地区分は、農振農用地で、原則は転用不許可だが、期間3年以内の一時的な転用であるため、例外的に許可できるものと見てきました。周辺農地への影響につきましては、盛土し敷鉄板を行い、また雨水の排水につきましては、既存の水路へ排水する計画で、問題はないと見てきました。

以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

15か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号121番で、ライスセンター等を建てることになっていると思うのですが、その売買の単価というのはどうなっているのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

こちら単価のほうは抜けておりました。欄外のほうになっていたかと思うのですが、議案書に印刷されてございませんでしたので、大変申し訳ございませんでした。

売買単価につきましては、平米単価700円での売買ということでございます。

議長（佐々木政直会長）

14番委員，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。

11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号132番について，転用目的が駐車場なのですが，何のための駐車場かお聞きしたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

こちら番号132番につきましては，保育園の職員用の駐車場ということで，駐車場と園庭ということでございます。

議長（佐々木政直会長）

11番委員。

11番（中鉢守委員）

その利用する事業所はこの地図の中にあるのでしょうか。どのぐらいの距離になりますか。（「隣」の声あり）

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

こちらは8月に転用がありました保育園の園庭ということで，そちらの隣に，造ってみたら足りなかったということで，今回追加ということでの申請でございます。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいですか。（「はい，了解しました」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第44号，番号121番から136番までの16か件と，議案第42号，番号144番を併せた17か件のうち，番号123番，130番の2か件を除く

15か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第44号、番号121番から136番までの16か件と、議案第42号、番号144番を併せた17か件のうち、番号123番、130番の2か件を除く15か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第45号農地転用事業計画変更承認申請について、番号15番、16番の2か件と、議案第44号、番号123番、130番の2か件を併せた4か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願いたします。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。番号15番、議案第44号123番に関しまして、2番委員、よろしくお願いたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。議案第45号番号15番と議案第44号番号123番について報告します。居宅1棟、駐車場3台分を目的とした農地転用事業計画変更です。

周囲の状況は、立地として住宅に囲まれた農地でした。東に道路、北も道路、南と西に宅地があります。申請地の管理状況は、除草管理が良好で、作物の作付はありません。都市計画区域内で用途指定された土地であることから、第3種農地と見てきました。周囲への影響ですが、近くに農地はありませんが、雨水の排水は既存の北側側溝の利用と自然浸透で処理し、生活排水は浄化槽を埋設するそうです。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

議案第45号番号16番、議案第44号130番につきまして、23番委員、よろしくお願いたします。

23番（佐々木渉委員）

23番です。議案第45号番号16番と議案第44号番号130番について報告します。

居宅1棟を目的とした農地転用事業計画変更です。周辺の状況ですが、立地は宅地に囲まれた場所です。周囲につきましては、東側、南側が市道を挟み宅地、西側、北側が宅地となっております。申請地の管理状況ですが、年に1回程度の除草管理がされた状態に見受けられました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された土地で、第3種農地と見てきました。周辺への影響につきましては、近くに農地はありませんが、雨水は南側の水路へ、生活排水につきましては下水へ排水する計画となっております問題はありません。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

4か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第45号、番号15番、16番の2か件と、議案第44号、番号123番、130番の2か件を併せた4か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第45号、番号15番、16番の2か件と、議案第44号、番号123番、130番の2か件を併せた4か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

ここで、3時10分まで暫時休憩いたします。

〔午後3時00分から午後3時10分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第46号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、番号293番から343番までの51か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号293番から343番までの51か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号293番から343番までの51か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第46号、番号293番から343番までの51か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第47号買受適格証明願（農地法第3条関係）について、番号5番から6番までの2か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

番号5番から6番までの2か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号6番ですが、この方の現在の作付状況を分かるなら教えていただきたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、こちらの申請人の作付状況ということでご説明申し上げます。

こちらの方は、現在60筆の農地を保有してございまして、そのうち競売で取得したものが39件ということでございます。今回の利用状況調査の記録に残っ

ているのが17筆ございまして、遊休農地が9件、管理済みの農地が4件、一部遊休農地が3件、非農地判定された農地が1件ということです。こちら17件のうち管理済み4件ということで13件が非農地または遊休農地ということで、利用状況調査のほうには記録されております。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

暫時休憩をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

〔午後3時19分から午後3時49分まで休憩〕

〔休憩中に、11番委員より、買受適格証明を出すということは、それをもって落札した場合、その時点で農地法第3条の許可を出すということになるが、経営農地の中に、遊休農地が多く存在する場合、新たに農地法第3条で農地を取得することはできるのかと質疑が出された。事務局で県に確認することで、一時、保留することとした。〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開いたします。

審議中の議案第47号を保留にいたしまして、次に協議事項に入ります。

初めに、企画の報告（1）一日女性農業委員会の開催内容について、事務局より説明願います。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質問等なければ、企画の報告（1）一日女性農業委員会の開催内容については終了いたします。

次に、企画の協議（3）農地転用現地研修会について、事務局より説明願います。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の協議（３）農地転用現地研修会については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、企画の協議（３）農地転用現地研修会については、原案のとおりと決定いたします。

それでは、暫時休憩します。

〔午後４時01分から午後４時05分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。

議案第47号買受適格証明願（農地法第３条関係）について、再度審議いたします。

先ほどの番号６番に関しての事務局の説明をお願いいたします。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

保有農地の管理が悪い申請者からの買受適格証明願の対応について、宮城県へ質問を行いまして、回答がありましたのでご報告いたします。

宮城県への質問事項は、保有農地の管理が悪いため、買受適格証明を出さないことはできるか。県内で買受適格証明を発出していない不許可としている市町村はあるかということについて質問を行いました。

回答につきましては、宮城県北部振興事務所農業振興部からは、農地法第３条に準じ、その農地に対して取得することが適格かどうかの証明であり、ほかの土地の管理状況が悪いため買受適格証明を出さないことは裁量権の逸脱に当たり、ほかの所有農地の管理については、別に指導を行うことが妥当だと考えると回答をいただきました。

また、宮城県農業振興課の農地調整班のほうからは、買受適格証明は農地法第3条における拒否の判断基準と同趣旨により行い、その農地を取得することが適格と判断でき得るか証明するもので、宮城県内で買受適格証明を発出していない不許可としている市町村は把握していないということですので、こちらはないということでの回答をいただきました。

宮城県の回答から、農地法第3条に準じ、その農地に対して取得することが適格であれば、買受適格証明を発出するのが適切な処理と考えられます。したがって、取得した際には、ほかの農地も含めた適正管理の指導を行い、あわせて営農計画書と耕作についての誓約書を記載してもらうことで対応したいと考えておりますので、ご理解の上、審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

11番委員、よろしいですか。（「はい、了解しました」の声あり）

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第47号、番号5番から6番までの2か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第47号、番号5番から6番までの2か件について、買受適格者として証明いたします。

それでは、事務局のほうから連絡事項をお願いします。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔事務局からの連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

次に、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（伊藤文夫事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかありませんか。事務局。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

〔事務局からの連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、事務局から何かございませんか。

皆さんから何か報告並びに連絡事項等はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

ほかに何もありませんので、これで令和2年度第4回大崎市農業委員会定例総会を閉会したいと思います。

大変長時間にわたりご苦労さまでございました。

午後4時31分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和2年10月26日

会 長 佐々木 政 直

委 員 齋 藤 真理子

委 員 鈴 木 淳 也